

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月9日
【四半期会計期間】	第38期第2四半期（自平成30年7月1日至平成30年9月30日）
【会社名】	株式会社ハウス オブ ローゼ
【英訳名】	HOUSE OF ROSE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神野 晴年
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5800
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 池田 達彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5800
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 池田 達彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期 第2四半期 累計期間	第38期 第2四半期 累計期間	第37期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (千円)	7,071,943	7,144,490	13,978,006
経常利益 (千円)	307,716	453,527	531,606
四半期(当期)純利益 (千円)	186,367	288,454	282,546
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	934,682	934,682	934,682
発行済株式総数 (株)	4,703,063	4,703,063	4,703,063
純資産額 (千円)	5,475,591	5,710,009	5,505,378
総資産額 (千円)	8,754,585	9,371,575	8,955,527
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	39.63	61.34	60.08
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	20.00	20.00	40.00
自己資本比率 (%)	62.5	60.9	61.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	345,843	535,354	211,654
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	143,276	20,748	125,916
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	114,492	167,236	278,970
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	2,126,096	2,198,937	1,810,070

回次	第37期 第2四半期 会計期間	第38期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	30.92	37.51

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間の国内景気は、企業収益の着実な改善や雇用・所得環境の向上等を背景として、緩やかな回復が持続しましたが、その一方で、世界的な通商問題の動向が経済に与える影響や不確実性が懸念される状況になりました。小売業界では、相次ぐ自然災害や異常気象が企業業績に影響を及ぼしたほか、個人の節約志向を反映した価格訴求型の事業者やネット通販事業者の伸長により、百貨店や大手量販店をはじめとした従来型小売業の経営環境は一層厳しい状況になってまいりました。

(直営店商品販売事業)

主力であるハウス オブ ローゼ直営店販売事業は、スキンケア化粧品の販売力強化と共に、新客数を含めた総客数の増加を重点課題として諸施策に取り組んでまいりました。9月にはエイジングスキンケアラインを一新した「エクセラージュ」ラインを発売したところ、発売当初からご支持をいただき売上にも貢献しました。またクール感のある「ミントリーブ」シリーズが猛暑で伸長したのをはじめ、他の期間限定商品も総じて好調に推移しました。販促面では、SNSをはじめとした諸施策を展開し来店誘致を図りました。一方出退店につきましては、1店舗を出店しましたが、不採算店や出店先の閉鎖により6店舗を退店いたしました。店舗数の減少により売上高は、前年同期比2.8%減となりましたが、既存店ベースではほぼ前年同期水準を確保すると共に、店舗利益は増加いたしました。

ネット通販事業は、自社ネット通販において通販限定の販売促進企画を拡充すると共に、受注業務の改善を図る等、組織体制の強化を進めました。また夏季限定商品やサマーセールスの伸長などにより、売上高は前年同期比で30.4%増となりました。

以上の結果、当事業売上高は52億89百万円(前年同期比2.2%減)、営業利益は1億39百万円(前年同期比55.1%増)となりました。

(直営店サービス事業)

リラクゼーションサロン事業は引き続き事業改善を進めており、2店舗を退店したため、店舗数は前年同期より6店舗減少しました。そのため売上高は前年同期比13.2%減となりましたが、既存店におけるサロンスタッフの技術強化を図ると共に、店舗環境の整備に取り組んでおり、既存店ベースでは売上高、客数とも増加し、収益性も向上してまいりました。

一方カーブス事業は、前期に出店した2店舗の育成に注力しつつ、既存店の底上げを図っております。会員数は一時減少しましたが、新店効果や会員数増加のための諸施策を講じた結果、期初より約200名増加し、売上高は前年同期比3.6%増となりました。

以上の結果、当事業売上高は7億63百万円(前年同期比5.3%減)、営業利益は70百万円(前年同期比23.6%増)となりました。

(卸販売事業)

店舗向け卸売につきましては、個人オーナー店舗向け、量販店向け共減少し、前年同期比2.8%減となりました。一方その他一般向け卸売につきましては、国内事業者を通じた中国向け越境ECの卸売販売が引き続き増加、売上高は前年同期比63.5%増となりました。

以上の結果、当事業売上高は10億91百万円(前年同期比26.9%増)、営業利益は2億45百万円(前年同期比45.0%増)となりました。

以上、当第2四半期累計期間における売上高は71億44百万円(前年同期比1.0%増)となりました。また、店舗数減少によるテナント料の減少や店舗スタッフ数の減少に伴う人件費の抑制効果等により、販売管理費が前年同期より低減し、全セグメントで利益の増加が図られた結果、営業利益は4億54百万円(前年同期比44.0%増)、経常利益は4億53百万円(前年同期比47.4%増)、四半期純利益は2億88百万円(前年同期比54.8%増)となり、増収増益を確保いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、21億98百万円(前年同四半期は21億26百万円)となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は5億35百万円（前年同四半期3億45百万円取得）となりました。

これは主に売上債権の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は20百万円（前年同四半期1億43百万円取得）となりました。

これは主に差入保証金の回収によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1億67百万円（前年同四半期1億14百万円使用）となりました。

これは主に配当金の支払によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありませんが、当社の財務および事業を支配すべき者の在り方としては、培ってきた経営ノウハウにより顧客の支持・信頼を得て、継続的に事業を発展させると共に、当社の経営理念に則り、株主をはじめとするステークホルダーの価値の向上を図るものでなければならないと考えております。

取組みの具体的な内容

イ．当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は現在、連結財務諸表作成会社といたしておりません。当社は創業以来の化粧品販売事業をコアビジネスと捉え、それを補完する事業を行いつつも経営資源の大部分を化粧品販売事業に投入しております。子会社につきましても、主として化粧品販売事業を進展するために法令に従い、必要最小範囲において当社が100%出資し設立しております。基本方針は取締役会にて定め、執行役員制度の下、「業務分掌規程」や「職務権限規程」をはじめとする各種規程に従い執行し、その結果をフィードバックしております。さらに監査等委員および内部監査において定期的に適法性・妥当性および統制状況についてモニタリングを行っております。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は現在のところ所謂「買収防衛策」は導入しておりませんが、仮に当社の財産および経営権を支配あるいは影響力を行使する目的で当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものいたします。具体的には、社外の専門家を含め、当該買収提案の評価や表明者との交渉を行い、その中で当社の経営理念、企業価値に適合せず、また株主共同の利益に資しないと判断した場合には、速やかに対抗措置の要否および内容等を決定し実行する体制を整えます。

取組みの該当性に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

イ．当該取組みが基本方針に沿うものであること。

当社の「会社の支配に関する基本方針」は、取締役会において決議いたしました。基本方針にも掲げているように、当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありません。従いまして当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を個別に判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものとしております。

ロ．当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと。

現在「買収防衛策」を導入せず個別に評価し、社外の専門家を含め第三者の意見に基づき措置を講ずることとしております。

ハ．当該取組みが当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと。

当社は、顧客の支持をはじめ様々なステークホルダーの支援により現在に至っていると考えております。経営理念もその認識を踏まえて掲げているものであり、当社はそれに基づき事業活動に努めております。今回の基本方針は、そのことを十分念頭において取締役会にて決議いたしました。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,703,063	4,703,063	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	4,703,063	4,703,063	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年7月1日～ 平成30年9月30日	-	4,703,063	-	934,682	-	1,282,222

(5)【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社ワコールホールディングス	京都府京都市南区吉祥院中島町29番地	1,150	24.45
株式会社ローズエージェンシー	東京都港区赤坂2丁目21番7号	578	12.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	133	2.83
安原 淳子	東京都台東区	80	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	73	1.56
ハウスオブローゼ従業員持株会	東京都港区赤坂2丁目21番7号	71	1.52
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	133FLEET STREET LONDON EC4A2BB U.K	62	1.32
川原 暢	千葉県市川市	50	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	45	0.95
永井 たき枝	神奈川県横浜市青葉区	39	0.84
計	-	2,284	48.58

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,701,000	47,010	同上
単元未満株式	普通株式 1,563	-	同上
発行済株式総数	4,703,063	-	-
総株主の議決権	-	47,010	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式92株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社ハウスオブローゼ	東京都港区赤坂2丁目21番7号	500	-	500	0.0
計	-	500	-	500	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.63%
売上高基準	- %
利益基準	0.12%
利益剰余金基準	0.19%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成30年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,340,070	2,728,937
売掛金	1,129,725	982,735
商品及び製品	1,588,347	1,603,704
前渡金	12,082	23,874
その他	8,947	11,252
流動資産合計	5,079,173	5,350,504
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	362,313	355,872
土地	1,369,668	1,369,668
リース資産(純額)	155,309	196,421
有形固定資産合計	1,887,292	1,921,962
無形固定資産		
投資その他の資産		
差入保証金	651,722	629,362
その他	1,215,029	1,219,645
貸倒引当金	847	144
投資その他の資産合計	1,865,905	1,848,862
固定資産合計	3,876,354	4,021,071
資産合計	8,955,527	9,371,575
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	469,034	498,491
電子記録債務	472,596	551,872
未払法人税等	175,872	186,697
賞与引当金	193,381	196,450
その他	672,204	677,162
流動負債合計	1,983,089	2,110,674
固定負債		
退職給付引当金	1,115,590	1,133,584
役員退職慰労引当金	69,264	62,824
資産除去債務	4,941	10,820
その他	277,263	343,663
固定負債合計	1,467,059	1,550,892
負債合計	3,450,148	3,661,566
純資産の部		
株主資本		
資本金	934,682	934,682
資本剰余金	1,282,222	1,282,222
利益剰余金	4,165,294	4,359,700
自己株式	655	655
株主資本合計	6,381,543	6,575,948
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	94,769	104,994
土地再評価差額金	970,933	970,933
評価・換算差額等合計	876,164	865,939
純資産合計	5,505,378	5,710,009
負債純資産合計	8,955,527	9,371,575

(2)【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
売上高	7,071,943	7,144,490
売上原価	2,020,159	2,052,602
売上総利益	5,051,783	5,091,888
販売費及び一般管理費	4,735,880	4,637,011
営業利益	315,903	454,877
営業外収益		
受取利息	859	741
受取配当金	1,845	2,610
不動産賃貸料	583	388
その他	2,479	2,487
営業外収益合計	5,766	6,227
営業外費用		
支払利息	372	2,901
リース解約損	13,334	4,437
不動産賃貸原価	245	239
営業外費用合計	13,953	7,577
経常利益	307,716	453,527
特別利益		
投資有価証券売却益	2,792	-
特別利益合計	2,792	-
税引前四半期純利益	310,508	453,527
法人税、住民税及び事業税	118,924	152,942
法人税等調整額	5,216	12,130
法人税等合計	124,141	165,073
四半期純利益	186,367	288,454

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	310,508	453,527
減価償却費	25,595	74,047
貸倒引当金の増減額(は減少)	129	702
賞与引当金の増減額(は減少)	2,925	3,069
退職給付引当金の増減額(は減少)	34,928	17,993
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4,580	6,440
受取利息及び受取配当金	2,704	3,351
支払利息	372	2,901
投資有価証券売却損益(は益)	2,792	-
売上債権の増減額(は増加)	30,232	146,990
たな卸資産の増減額(は増加)	18,541	15,356
仕入債務の増減額(は減少)	110,231	108,733
未払消費税等の増減額(は減少)	10,390	36,226
未払費用の増減額(は減少)	153	29,634
その他の流動資産の増減額(は増加)	16,966	14,093
その他の流動負債の増減額(は減少)	5,954	73,158
その他の固定資産の増減額(は増加)	4,371	3,295
その他の固定負債の増減額(は減少)	15,456	20,033
小計	447,180	677,423
利息及び配当金の受取額	3,046	3,347
利息の支払額	372	2,901
法人税等の支払額	104,011	142,515
営業活動によるキャッシュ・フロー	345,843	535,354
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	530,000	530,000
定期預金の払戻による収入	530,000	530,000
有形固定資産の売却による収入	39,679	-
投資有価証券の取得による支出	2,058	2,107
投資有価証券の売却による収入	6,607	-
投資有価証券の償還による収入	100,000	-
差入保証金の差入による支出	9,722	603
差入保証金の回収による収入	8,770	23,459
投資活動によるキャッシュ・フロー	143,276	20,748
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	150,000	150,000
短期借入金の返済による支出	150,000	150,000
リース債務の返済による支出	20,441	73,186
配当金の支払額	94,050	94,049
財務活動によるキャッシュ・フロー	114,492	167,236
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	374,627	388,866
現金及び現金同等物の期首残高	1,751,469	1,810,070
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,126,096	2,198,937

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成30年9月30日)
支払手形	42,646千円	100,025千円

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費の主なもの

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
給料手当	1,497,270千円	1,413,651千円
店舗家賃	1,468,842	1,388,860
法定福利費・福利厚生費	394,534	385,462
広告宣伝費	204,083	224,955
賞与引当金繰入額	184,302	184,050

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
現金及び預金	2,656,096千円	2,728,937千円
預入期間が3か月超の定期預金	530,000	530,000
現金及び現金同等物	2,126,096	2,198,937

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	94,050	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年11月2日 取締役会	普通株式	94,050	20.00	平成29年9月30日	平成29年12月6日	利益剰余金

当第2四半期累計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年5月14日 取締役会	普通株式	94,049	20.00	平成30年3月31日	平成30年5月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年11月2日 取締役会	普通株式	94,049	20.00	平成30年9月30日	平成30年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	5,406,307	805,870	859,765	7,071,943
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	5,406,307	805,870	859,765	7,071,943
セグメント利益	89,873	56,805	169,225	315,903

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(事業セグメント利益又は損失の測定方法の変更)

第2四半期累計会計期間より、越境EC事業者への卸販売が大きく増加したことに伴い、報告セグメント別の経営成績をより適切に反映させるため、全社費用のうち共通経費の配賦方法を変更しております。これにより、従来の方法に比べ、当第2四半期累計期間のセグメント利益(営業利益)は、「直営店商品販売事業」において54百万円減少し、「卸販売事業」において54百万円増加しております。

3. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	5,289,606	763,477	1,091,407	7,144,490
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	5,289,606	763,477	1,091,407	7,144,490
セグメント利益	139,355	70,195	245,326	454,877

（注）セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 （自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）	当第2四半期累計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）
1株当たり四半期純利益金額	39円63銭	61円34銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（千円）	186,367	288,454
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	186,367	288,454
普通株式の期中平均株式数（千株）	4,702	4,702

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

平成30年11月2日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次の通り決議いたしました。

（イ）中間配当による配当金の総額 94,049千円

（ロ）1株当たりの金額 20円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成30年12月6日

（注）平成30年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月9日

株式会社 ハウス オブ ローゼ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 居 伸 浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 井 秀 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウスオブローゼの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第38期事業年度の第2四半期会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウスオブローゼの平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。